

令和4年度 社会福祉法人ひなの家 事業計画書

法人理念

ひなの家は、障がいがあっても、介護を必要としても、住み慣れた地域で自立した自分らしい生活ができるように、働く（就労）、暮らす（住居）、生きがい（社会参加）を総合的に支援することで、共生社会の実現をめざす。

経営方針

- 一、法人運営の透明性の確保に努めながら、経営基盤の強化を図り、地域から信頼される社会福祉法人をめざします。
- 二、利用者の人格と尊厳を守り、利用者が地域で安心した日常生活及び、社会生活を営むことができるよう、良質で効果的な利用者本位の障がい福祉サービス事業を展開します。
- 三、一人ひとりが自ら考え行動する、活力に満ちた、やりがいと働き甲斐のある職場環境をめざすとともに、信頼と豊かさのある職員集団にあつて個々の能力、意欲、発想力が発揮できる職場風土を創ります。
- 四、保護者や行政機関、医療提供者、他の障がい福祉サービス事業者等と連携を密にしながら、地域の資源も積極的に活用して障がい福祉サービス事業の充実を図ります。
- 五、地域の様々な福祉ニーズに応えるため、地域社会との連携を強め、公益的取り組みを展開し、地域貢献に努めます。

令和4年度における重要課題

- 一、働き方改革に向けた対応
 1. 働き方改革関連法に沿って、有給休暇の取得や長時間労働の是正などに取り組みます。
 2. 短日及び短時間勤務制度など多様な働き方に対応した労働環境の充実に努めます。
 3. より働きやすい職場をめざして、子育てや介護、病気治療などとの両立が出来る環境や、高齢の方が働き続けられる環境整備に努めます。
 4. 「同一労働同一賃金」に対応した制度設計を図ります。
 5. 職員確保がより一層厳しくなっている状況を踏まえ、人材確保と育成に向けた取り組みを強めるとともに、外国人技能実習制度等の諸制度を活用するとともに、特定技能における外国人労働者を受け入れていきます。
 6. 「改正労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止法）」の施行に伴い、職員からの相談があった場合は早急に対処いたします。また、定期的な研修会を行い、ハラスメント行為の早期発見、撲滅を行います。
- 二、新たな事業展開に向けて
 1. 共同生活援助サービス（グループホーム）利用者の増加傾向及び発達障がいのある方に対する障がい福祉サービスへの期待は今後も増大してくるものと考えます。定期的に専門

の講師を招き、現場改善のコンサルテーション並びに、研修会を開催し職員の質の向上を行います。

2. 日中サービス支援型グループホーム及び生活介護事業所の新規開設に向けて、施設の開設場所、定員規模等の基本計画を作成します。

三、防災対策の充実に向けて

1. 近年、毎年のように発生する大規模災害に対する危機意識を高め、大規模災害に対応した「事業継続計画（BCP）」を作成します。
2. 火災訓練については、訓練計画を新たに作成するとともに、年2回（グループホームは年1回の夜間訓練を実施）の火災避難訓練を引き続き実施します。
3. 風水害及び地震対策については、防災の日を設定し、防災計画の見直し、実効性のある計画を策定します。
4. 新たに、感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための対策として、感染症及び食中毒等疑われる際の対処等に関する取扱いマニュアルを策定します。
5. 災害倉庫を設備し、食品や日用生活品、ライト、発電機、給水タンク等の十分な備蓄を行い、災害発生時には早急に使用できるようにします。また、9月9日（救急の日）には期限切れの食品等が無いか確認し、災害倉庫内の整理、在庫の確認を行います。

四、感染対策の徹底に向けて

1. 新型コロナウイルス等、感染症予防マニュアルや感染者が出来た時のマニュアルを作成し、感染症が蔓延しない為のマニュアル作りを行います。
2. 外来者は原則的に施設内に入れない様にします。ただし、例外的に入館する際は、マスクを着用し、検温・消毒・受付簿への記録を行って入館していただく。面談等を行う際には、換気を行い噴霧器やサーキュレーターを稼働させ、パーテーション越しに話を行う様にします。
3. 利用者・職員ともに発熱等の体調不良が出た場合は、利用・出勤を停止し、医療機関を受診し医師や保健所の指示を仰ぎます。
4. 共同生活援助事業での面会や外出、外泊等については感染状況に合わせて随時規制を行い、外部からの感染を予防します。
5. 感染予防品（マスク、フェイスシールド、手袋、エプロン、キャップ、シューカバー等）の十分な備蓄を行い、感染者が出た際は早急に使用できるようにします。

五、広報活動の充実に向けて

1. 法人の業務および障がい福祉サービス事業の内容、地域における交易的取り組みなど様々な事業内容については、福祉サービスを利用される当事者の方やそのご家族の皆様、そして地域社会の皆様方に対しての情報提供を、適切に行っていきます。
2. 人材確保の視点から、福祉の職場で働きたいと考える人たちに向けて、ホームページの定期更新、事業内容や職場情報を積極的に発信していきます。

社会福祉法人の運営

一、理事会

第1回理事会 令和4年 6月上旬（事業報告、決算報告、監査報告、その他）

第2回理事会 令和5年 3月下旬（事業計画、予算、その他）

臨時理事会 必要に応じて、随時開催します。

二、評議員会

第1回評議員会 令和4年 6月下旬（事業報告、決算報告、その他）

臨時評議員会 必要に応じて、随時、開催します。

三、監事監査

決算監査 令和4年 5月下旬（法人運営、事業内容、財務状況及び会計関係書類）

臨時監査 必要に応じて、随時開催します。

障がい福祉サービス事業等の経営

一、生活介護（平成24年9月1日指定）

1. 利用定員 36名

2. 開所予定 年間269日

3. 事業内容

- ① 日常生活における機能訓練、生活訓練の場としての役割を重視し、豊かな日中活動のための支援内容の充実に努めます。
- ② 利用者本位を基本に、利用者や保護者の意向等をアセスメントで十分把握し、きめ細やかな個別支援計画書の策定を通して、潤いのある日中活動の充実に努めます。
- ③ 自主製品の製造販売、受託事業等による生産活動を通して、作業意欲の向上に資する支援に取り組みます。
- ④ 一人ひとりの障がい特性に配慮したサービスの提供と利用者の要望等に基づくレクリエーション活動、年間行事に努めます。

二、就労継続支援B型（平成18年2月1日指定）

1. 利用定員 12名

2. 開所予定 年間269日

3. 事業内容

- ① 日常生活における就労訓練、生活訓練の場としての役割を重視し、豊かな日中活動のための支援内容の充実に努めます。
- ② 利用者本位を基本に、利用者や保護者の意向等をアセスメントで十分把握し、きめ細やかな個別支援計画書の策定を通して、潤いのある日中活動の充実に努めます。
- ③ 目標工賃達成5か年計画（平成30年から令和4年）をふまえ、目標工賃達成に向けて取り組みを推進し、より高い工賃支給を目指します。
- ④ 一人ひとりの障がい特性に配慮したサービスの提供と利用者の要望等に基づくレクリエーション活動、年間行事に努めます。

三、介護サービス包括型共同生活援助（平成18年4月1日指定）

1. 利用定員 26名

2. 開所予定 年間365日

3. 事業内容 ①共同生活住居において、(ア)入浴、排せつ、食事等の介護 (イ)調理、洗濯、掃除等の家事 (ウ)日常生活・社会生活上の相談及び助言 (エ)就労先

やその他の関係機関との連絡（オ）その他の日常生活上の相談・援助に努めます。

②家庭的な雰囲気に満ちた生活環境作りに努めます。

③地域住民であるとの認識を高めるため各種の催し、イベント等の地域生活に積極的な参加に努めます。

④潤いのある社会生活を送るため、一人ひとりの希望する余暇活動を充実させるとともに、外食会等の楽しい企画により、親睦を深めることで仲間意識の向上に努めます。

四、日中サービス支援型共同生活援助（令和2年4月1日指定）

1. 利用定員 10名

2. 開所予定 年間365日

3. 事業内容 ①共同生活住居において、24時間の切れ目のない支援体制を確保し（ア）入浴、排せつ、食事等の介護（イ）調理、洗濯、掃除等の家事（ウ）日常生活・社会生活上の相談及び助言（エ）就労先やその他の関係機関との連絡（オ）その他の日常生活上の相談・援助に努めます。

②家庭的な雰囲気に満ちた生活環境作りに努めます。

③地域住民であるとの認識を高めるため各種の催し、イベント等の地域生活に積極的な参加に努めます。

④潤いのある社会生活を送るため、一人ひとりの希望する余暇活動を充実させるとともに、外食会等の楽しい企画により、親睦を深めることで仲間意識の向上に努めます。

五、短期入所（令和2年4月1日指定）

1. 利用定員 1名

2. 開所予定 年間365日

3. 事業内容 ①日中サービス支援型共同生活援助の住居の居室に置いて、（ア）入浴、排せつ、食事、着替え、移動等の介助（イ）見守りやその他必要な支援等に努めます。

②家庭的な雰囲気に満ちた生活環境作りに努めます。

六、地域定着支援（平成29年6月1日指定）

1. 事業内容 ①居宅に置いて単身等で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種の支援に努めます。

2. 具体的サービス

①夜間職員の配置、携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保に努めます。

七、移動支援（平成18年4月1日開所）

1. 事業内容 ①障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加の為に、外出時の移動支援に努めます。

八、生計困難者に対する相談支援（平成29年4月1日開始）

1. 事業内容
 - ①社会福祉法人の社会貢献・公益活動として、生計困難者に対し心理的不安の軽減、公的制度や福祉サービスへの橋渡しを目的に、生計困難者に対する相談援助活動に努めます。
 - ②生計困難者が公的制度や福祉サービス等にたどりつけるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、食事の提供等の経済的支援に努めます。
 - ③地域貢献活動を積極的に展開するため、桂川町社会福祉法人連絡会との緊密な連携のもと、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金による福祉サービスの積極的な提供に努めます。

障がい福祉サービス事業における重要課題

一、虐待の撲滅

虐待の防止に関する各種研修会等への積極的参加、全職員を対象とした事例検討会の開催、これらを通して「虐待」に対する認識を深め、人権意識の向上と「虐待防止法」「差別解消法」等の啓発活動に努めます。

虐待防止委員会を設置し、「人権・虐待防止チェックリスト」を活用し、虐待の防止撲滅に努めます。

二、サービスの質の向上

- ①利用者、保護者、顧客等からの相談、意見、要望、苦情等には、苦情受付担当者、苦情解決責任者が責任を持って迅速対応に努め、第三者委員および法人役員等と連携を図り、サービスの質の向上に努めます。
- ②第三者委員会を開催し、利用者、保護者、顧客等からの相談、意見、要望、苦情等の内容および処理経過等の報告を行い、苦情等の軽減を図りながら、より安心と信頼されるサービスの提供に努めます。

三、接遇マナーの徹底と幹部職員の育成

- ①利用者に寄り添った支援が提供できる職員の育成に努めます。
- ②外部研修への積極的な参加と、施設内での外部講師を招いて現場改善のコンサルテーションや研修会の開催充実に努めます。
- ③自己啓発の機会を提供するため、各種講習会や研修会棟ね参加を促し、専門職としての資格取得を支援し、幹部職員の育成に努めます。

四、健康と衛生管理

- ①感染症等に対する意識を高め、利用者の健康と衛生対策を重視し、日常的な健康管理に努めます。
- ②医療機関との綿密な連携を図り、傷病等に即応した支援体制に努めます。
- ③利用者の健康を基本に、嗜好調査に基づいたメニュー作りと季節感あふれる食事の提供に努めます。
- ④利用者の健康管理のために定期健診、歯科検診等のアフターフォローを強化するとともに、健康管理、服薬管理に関するアセスメントの充実に努めます。

五、事故防止と防災対策

- ①事故報告やヒヤリハット等を積極的に活用し、職員会議等で検証、検討し、事故防止と利用者の安全対策の徹底に努めます。
- ②利用者が安全な日常生活および社会生活を営むため、施設およびホームの安全点検と補修・改善に努めます。
- ③火災訓練、地震、風水害対策および防犯対策等の対策強化に努めるとともに、各種規定およびマニュアル等の見直し、改編に努めます。

六、保護者会、関係団体との連携

- ①保護者・利用者の会との合同行事に取り組みます。施設参観や就労支援事業体験を通して、家族、保護者、利用者との連携強化に努めます。
- ②特別支援学校在学生、在宅者等に体験実習の機会を提供し、進路選択の情報提供に努めます。
- ③中学・高校・大学（短大）および専門学校からの実習生の受け入れを通して、福祉人材の育成に努めます。
- ④地震や風水害等の大規模災害時に、地域の障がい者（児）および支援を必要とする方々への福祉避難所としての機能強化に努めます。